

【申告に当たっての留意点】

○ 課税事業者となる方は、平成27年分（課税期間）の課税売上高が1千万円以下であつても、平成27年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

○ 平成25年分の課税売上高が5千万円以下で、平成26年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。

○ 簡易課税制度を選択していない課税事業者または簡易課税制度を選択していても平成25年分の課税売上高が5千万円を超える課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。

○ 消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上の額及び課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（付表）を添付する必要があります。

○ 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付する必要があります。

・税に関する情報は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）へ
 ・e-Taxに関する情報はe

ーTaxホームページ（www.e-tax.go.jp）へ
 ・e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax作成コーナーヘルプデスク（☎0570-01-5901）へ
 ・e-Tax・作成コーナーヘルプデスクは月曜日から金曜日（祝日等および12月29日～1月3日を除く）の9時から17時までご利用いただけます（ご利用可能時間については、今後変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください）。

◆年金受給者の方へ

平成23年分から、公的年金の収入金額の合計額が4百万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告書の提出は不要となりました。

しかし、市・県民税の場合は、公的年金の収入金額の合計額が4百万円以下であっても、それ以外の所得がある場合は市・県民税申告が必要

①年金以外の所得があるため市・県民税申告が必要な場合

・年金の他に5万円の小作料による

不動産所得があつた。
 ・年金の他に18万円の個人年金保険の雑所得があつた。
 ・年金の他に14万円の農業所得と5万円の不動産所得があつた
 など
 年金以外の所得が20万円以下のため、所得税の確定申告は不要ですが、市・県民税申告は必要です。

②控除を受けるため市・県民税申告が必要な場合

生命保険料や介護医療保険料、地震保険料控除の証明書を持っている。

・国民年金保険料を支払っている。
 ・国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料を年金天引きでなく自分で支払っている。
 ・毎年、医療費控除を受けていた。
 ・寡婦（夫）控除、障害者控除を受けていた。

・「年金の扶養親族等報告書」で扶養を報告しておらず、所得税の確定申告等で扶養を取っていた
 など

申告がないと控除を受けられませんが、

所得税の確定申告は不要でも、市・県民税申告で控除を受けることによって、市・県民税が安くなる場合があります。

「さどトキめき就職ガイドンス「春」」を開催します

佐渡市雇用促進協議会および佐渡公共職業安定所では、平成29年3月卒業予定の大学・短大・専門学校生を対象とした「企業説明会」と、平成28年3月卒業予定の大学・短大・専門学校・高校生およびU・Iターン希望者、一般求職者など佐渡市内での就職を希望する方を対象とした「就職面接会」を同時開催します。

佐渡市内で就職を希望される皆さん、ぜひご参加ください。

日時 3月4日(金)
 午後1時30分～4時
 (受付 午後1時～)

会場 金井コミュニティセンター
 (佐渡市千種240)

お問い合わせ
 ハローワーク佐渡
 ☎27-2248

佐渡市雇用促進協議会では、「さどトキめき就職ガイドンス「春」」に参加する、市外の大学等の卒業予定者および卒業から3年以内の若者で、市内での就業を希望する方に、交通費の一部助成を行っています。

助成内容 1回あたり1万円
お申し込み・お問い合わせ
 市役所産業振興課雇用対策係
 ☎63-3791